

令和8年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年5月11日(月)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階 中会議室

3. 開会 令和8年5月11日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳          2番 石井 裕          3番 上野 美登

4番 菊本 耕二          5番 吉田 一明          6番 池上 一也

7番 宮本 静子          8番 坂本 敦子          10番 上田 正三

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域          福本 親康          福田 政司          池上 春男

六栄区域          平木 誠志          木原 大介          藤井 豊

長洲・清里区域      土山 道直          濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

9番 坂井 隆浩

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

0名

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長          長谷川 元

農業委員会事務局 局長補佐 鈴木 康博

農業委員会事務局 書記          浦田 慶広

## 10. 提出議案

- ・ 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
  - ・ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
  - ・ 議案第5号 農地法5条第1項の規定による許可申請について
  - ・ 議案第6号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - ・ 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和8年度第2回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、改めましておはようございます。この前まで寒い寒いと言っていましたけど、急になんか暑くなっております。また、朝はまだ若干寒いかなとも思っております。私も今日から半袖にしてきました。農業に関しましては、もう来週から麦しのが始まりますし、皆さん達ももう苗床の準備もされてると思います。今週の土日と来週の土日がピークかなと思います。まだまだ温度差がありますので、冬からちょっとして春、夏と変わっていきますので、充分身体には注意されて過ごしていただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、9番 坂井委員が欠席という連絡がっております。また 3番の上野委員と濱崎推進委員から少し遅れるとの連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名ということで、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第5号 農地法5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 10番 上田委員 5番 吉田委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1ページです。「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の1ページ、受付番号1番となります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第2号を終わります。

(中嶋会長)

続きまして2ページです。「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の2ページ、受付番号5番から6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第3号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第3号を終わります。

(中嶋会長)

続きまして、4ページから7ページです。議案第5号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」次のとおり提出いたします。議案書の4ページから7ページ、受付番号1番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地は、清里小学校の北西側にある農地となります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、資材置場及び駐車場の整備のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域(第1種低層住居専用地域)であるため第3種農地であり原則許可となっております。

資力につきましては、残高証明書が事業費より超過しており適当と判断しております。申

請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和8年5月31日より着工予定、令和9年5月31日完成予定ということであり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、面積が過大であるとは認められませんでしたので、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてははいらっしゃいません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周辺地に粉塵が飛散しないよう散水し、敷地周囲に防塵ネット等を設置することとされております。また、造成工事が出た石は別の地域に運搬し周囲に入らないようにするため営農への支障はないということです。その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透及び西側道路側溝に放流することです。以上、受付番号1番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番坂井委員でございますけれども、本日は欠席でございます。意見をいただいておりますので、読み上げます。申請地の周辺の状況ですが、議案書7ページの地図の上部抜き出ていますが、梅田児童公園の南側になります。土地の形状については、旗竿地になります。現地を確認したところ道路から通路部分へは笹草が生い茂り、カーポートが設置されており通行は困難です。現状では隣接する建物の敷地から進入しているようです。ここで、土地の番地から推察されるのは、登記簿を見ると昭和52年に分筆されており同一の所有者であったと確認されます。譲受人は、不動産業を営む法人で、町内に事務所を構えております。始めは住宅と宅地の売買であったようで、こちらの所有権移転は完了しています。しかし、譲渡人が農地だけを所有しても荒廃するだけで、経費だけがかかる状態なので処分したいと考えられたようです。私は問題ないと考え賛成します。皆様のご審議のほどよろしく願います。ということです。

(中嶋会長)

続きまして、推進委員の土山推進委員にご意見を伺います。

(土山推進委員)

推進委員の土山です。ここは、私の家から入って行く所で、丁度児童公園に入って行く道の片隅にあります。ここは、譲渡人が一人で住んでおられて、この分筆は家を建てられる時にされたんじゃないかと思えます。土地購入については、何ら問題ないかと思われま。しかし、ひとつ問題があつて道路2m位しかないんで軽しか入らない道ですので、2t車で砂利とか持ってこられるとどうかと思えます。土地の購入については、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員の手紙、推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第5号 受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第5号 受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、8ページから11ページです。議案第6号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第6号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について次のとおり提出いたします。

議案書の8ページから11ページ、受付番号1番です。説明資料の5ページから8ページを併せてご覧ください。

こちらの申請につきましては、令和7年12月22日付け熊本県指令北農普振第20号で系統用蓄電池施設を条件に許可証が交付されていたものです。申請地は、清里小学校の南東側になります。

申請者は、当初の計画では、蓄電池4台・パソコン1台・昇圧変圧機1台の設置及び申請地西側へのスロープの設置を計画されておりましたが、高性能かつ静音性に優れた機種への変更並びに配置、設置台数の変更及び申請地東側へのスロープの設置へ変更するものです。詳しい説明を浦田書記をお願いします。

(事務局)

改めて、今回の変更について事務局から説明させていただきます。説明資料につきましては、8ページと変更後を拡大したA4の用紙を見ていただきたいんですが、変更点といたしましては大きく二点になります。ひとつは蓄電池設備の機器の種類の変更で、これは、蓄電池とパワーコンディショナーという機械が前は別々だったんですけども、今回一体型の機械となっております。そのことにより性能と静音性が高まったということで業者の方から確認しております。ただ機種の数も増えております。前は1機あたり14.4㎡の規格が4機だったものが、今回は2.07㎡の機械が38機ということで、小さくなった代わりに数が増えております。環境への影響については住民環境課にも確認したところ問題ないと確認がとれております。それから機器の配置も変わっております。こちらが、蓄電池施設としての変更内容です。それから、スロープの位置が変更になっております。変更前は西側にスロープを設置する予定でしたが、道路の標識や乗り入れ等について県と協議をした結果、利便性と安全性を考えると今回の位置にスロープを変更した方がいいのではないかという協議結果がでたということで変更されております。以上が、今回の事業の計画変更

なります。審議のほどよろしく願いいたします。

(中嶋会長)

ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ、採決をいたします。議案第6号 受付番号1番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号 受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、12ページから16ページです。「議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、13ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の総括表となり、上段部分が当月の総括表、下段部分が2026年の期間ごとの総括になります。

14ページが今回の借り手の状況の一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積となります。

詳細につきましては、15ページ 賃借権 1件1筆 505.00㎡、16ページが使用貸借権1件 1筆275.00㎡となっております。以上、議案第7号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(上野委員)

14ページのやつは、新規に農業公社と結ばれてるのでしょうか。

(事務局)

今まで利用権で結ばれていましたが、期限がきましたので、更新ですが、農業公社との契約しか出来ませんので、新規になっております。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第7号は異議ないものとして、意見書を送付します。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案についてはすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 令和8年度の委員改選の現状について
- 2 全国農業新聞の記事作成の情報提供について
- 3 農地利用状況調査依頼について
- 4 農業委員会全国大会(6/2～3日)について
- 5 次回の定例総会の予定変更について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和8年度第2回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会(終了 午前10時52分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印